

大阪府における自殺未遂者の支援について

保健所と警察の連携による相談支援

自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)

事業の概要

- 警察署が保護等した自殺未遂事案について、自殺再企図の可能性が高い自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことを目的に、保健所へ情報提供を行い、提供を受けた(居住地の)保健所が自殺未遂者やその家族に対して相談支援を実施する。
- 先行する堺市・大阪市の取組成果を受け、平成25年1月から、大阪府全域で事業を開始。

平成25年度の状況

- 【大阪府の13保健所の実績】
(4月～9月末)
- 情報提供書の受理件数：186件
 - のべ支援件数：991件

現在の取組み

- 府立高校の生徒であった場合には高校の教師等との連携による支援を実施。
- 継続的な支援を実施するために、定期的に支援の方法等を検討するシステムを検討中。

救命救急センターと関係機関の連携による支援

自殺未遂者連携支援事業

事業の概要

- 救急医療機関(救命救急センター)に搬送される自殺未遂者への連携支援の体制を整備するため、救急医療機関において、精神保健福祉士等を配置し、自殺未遂者及び家族に対して、保健所等の地域関係機関と連携した支援を実施する。
- その他、事例検討・調査・研修等を実施し、ネットワークを構築する。

平成25年度の状況

- 4月～9月末の実績
- 事業実施センター：6カ所
済生会千里病院千里救命救急センター
関西医科大学附属滝井病院
関西医科大学附属枚方病院
近畿大学医学部附属病院
大阪府立急性期・総合医療センター
国立病院機構大阪医療センター
事業対象未遂者：373名

基礎調査等のまとめ

- 企図手段は薬物によるものが多い。
- 未遂者の74%に精神科受診歴あり。
- 未遂者の多くに専門職のスタッフが介入していた。

- これまでの事業をもとに、中間まとめを作成。
(期間：平成24年4月～平成25年9月)